

火葬等許可事務システム標準化検討会（第3回）

議事概要

日時：令和5年8月29日（火）16:15～17:10

場所：WEB 会議及び厚生労働省 6F 会議室

出席者（敬称略）

（構成員）

岡村 智教(座長)	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
飯倉 健悟	茨城県猿島郡五霞町町民税務課 主任
寺尾 善実	新宿区地域振興部戸籍住民課 戸籍主査
高橋 昌昭	大田区区民部戸籍住民課戸籍住民担当(戸籍) 係長(課長補佐)
金内 久美子	江戸川区生活振興部区民課戸籍管理係 主任
小林 大輔	愛知県岡崎市市民安全部市民課戸籍係 係長(主任主査)
今井 丈二	兵庫県神戸市地域協働局住民課 係長
山口 昌二(欠席)	佐賀県佐賀市市民生活課 主査
新城 亮子	沖縄県国頭郡今帰仁村住民課 課長補佐
西村 一幸	日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任
諏訪 兼也	株式会社日立システムズ公共情報サービス第一事業部第三開発本部第一開発部
高澤 圭介	富士通 J a p a n 株式会社ソリューション開発グループ行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第四ソリューション部 マネージャー
永沼 達	富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部システム開発部第1開発グループ
根岸 啓	株式会社両毛システムズ公共ソリューション第1課 係長
金井 智洋	日本加除出版株式会社 顧問
千葉 大右	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
橋本 泰明	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
外圍 暖	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 参事官補佐
丸尾 豊(欠席)	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐

小山内崇矩(欠席)	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室	課長補佐
佐藤 秀逸	法務省民事局民事第一課	補佐官(戸籍担当)
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室	室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室	室長補佐
木下 容子	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	統計情報調整官
諏訪 克之(欠席)	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課	課長
篠原 智仁	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課	生活衛生調整企画官
木下 博詞	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課	課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事

論点 全国意見照会に対する意見を踏まえた標準仕様書の修正点の説明

3. 閉会

【意見交換(概要)】

○事務局より、資料2のp16「修正箇所No.4」について、「申請者の住所」が不明であることは想定し難いことから、8月31日公表予定の1.0版においては、「不詳」等と入力する対象項目から「申請者の住所」を削除する旨補足説明。

○資料2のp58について、標準オプション機能として住民記録システムと連携する際の方法が「直接参照」となっているが、API連携を想定しているのか。現在は、API連携ではなく、ファイル連携が主流。例えば、必要な住民記録システム上の情報を火葬等許可事務システムの方に連携した上で、その情報を参照するという形でも問題ないと考えているがいかか。(構成員)

○住民記録システムのデータについて、火葬等許可事務システムの方で一時的に保持をするということは今のところ考えていない。実装する場合は、住民記録システムと火葬等許可事務システムが同一パッケージであるということを前提に、住民記録システム上の情報を直接参照するということを想定している。ご指摘いただいたような形での実装というのは、なかなか難しいのではないかと考えている。(事務局)

○例えば、住民記録システムは別のベンダーのものとなったときは、どのように考えればよいか。(構成員)

○その場合、今後作成される「データ要件・連携要件」に従ってAPI連携をするということになると考えている。(事務局)

○ベンダーにとってAPI連携のハードルは高く、それゆえファイル連携が主流になっているのではないかという中で、あえてAPI連携とすることについて、標準オプション機能とはいえ、インパクトを感じたが、内容は理解した。(構成員)

○標準準拠システムの連携方法については、デジタル庁の方でファイル連携をベースに各基幹業務の標準仕様を修正するよう方針が示されているという実情もあろうかと思うので、調整の際には、その点についても考慮していただけると良いと思う。(構成員)

○ご指摘いただいた点についても考慮した上でデジタル庁と調整したい。(事務局)

○標準仕様書の記載方針として火葬等許可に特化した仕様になっているが、死亡診断書をこのシステムで使用することはないという理解で合っているか。(構成員)

○死亡診断書については、現時点ではまだデジタル化がされておらず、紙での運用がされているという状況であるため、現時点ではそのような今の実態に合わせた形としている。今後、死亡診断書のデジタル化が実現され、火葬等許可事務においても使用するということになれば、標準仕様書の改定という形で対応することになる。(事務局)

(まとめ)

○全国意見照会の内容を踏まえて修正した標準仕様書の内容については、本日この検討会でもご了解いただいたものとして、8月31日に公表する予定である。(事務局)

以 上